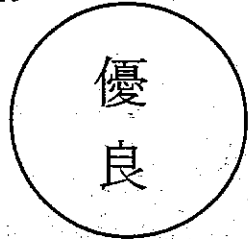


許可番号 第09113004313号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
氏名 JFE環境株式会社
代表取締役 露口 哲男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝 廣 直 幹



許可の年月日 平成29年 3月16日

許可の有効年月日 平成36年 3月15日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

- [積替え・保管を含む。] 汚泥（廃乾電池に限る。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 廃プラスチック類（廃蛍光灯（廃水銀灯を含む。）に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 金属くず（廃乾電池及び廃蛍光灯（廃水銀灯を含む。）に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）
- ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯（廃水銀灯を含む。）に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）
- [積替え・保管は含まない。] 汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）
- 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）
- 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）
- 廃プラスチック類（廃容器包装を含む。廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 金属くず（鉛蓄電池の電極及び廃容器包装を含む。廃プリント配線板、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃フラスコ管及び廃容器包装を含む。廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- 鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）
- がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 広島県福山市箕沖町115番1 面積24.2m² 保管上限51.8m³
 - 廃プラスチック類（廃蛍光灯（廃水銀灯を含む。）に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）
 - 金属くず（廃蛍光灯（廃水銀灯を含む。）に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）
 - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（廃水銀灯を含む。）に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）

- (2) 広島県福山市箕沖町115番1 面積10.7m² 保管上限23.1m³
廃プラスチック類 (廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
金属くず (廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。
(水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
- (3) 広島県福山市箕沖町115番1 面積4.3m² 保管上限3.45m³
汚泥 (廃乾電池に限る。)
金属くず (廃乾電池に限る。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	3月10日	更新許可
平成19年	2月13日	変更許可
平成21年	6月17日	変更許可
平成21年	11月10日	変更許可
平成22年	3月8日	更新許可
平成24年	12月14日	優良確認
平成29年	3月13日	更新許可及び優良認定
平成29年	10月16日	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を明記
平成29年	10月18日	事業の用に供する施設の変更
平成29年	12月22日	事業の用に供する施設の変更
平成31年	1月22日	氏名の変更

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

COPY